

滋賀県資源管理協定審査基準

令和5年12月14日制定

(趣旨)

第1 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第124条第1項の協定の認定に関して必要な基準を定めるものである。

(認定基準)

第2 知事は、法第125条および漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第37条の規定に基づき、法第124条第1項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 滋賀県資源管理方針（令和5年8月9日制定）に照らして適当なものであること（協定が対象とする水産資源について滋賀県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであること）。
- (2) 不当に差別的でないこと。
- (3) 法および法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- (4) 法および法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存および管理に効果的と認められる措置（少なくとも当該協定に参加している者自らによる、当該協定の実施状況の定期的な検証および取組内容の改良ならびにこれら結果の知事への報告といった措置）が定められていること。
- (5) 法第124条第2項第4号および第5号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課すものでないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和5年12月14日より施行する。